ヒヤマ・クボタ法律事務所
Hiyama & Kubota Law Offices

News Letter VOL.09

発行／2021年1月30日　発行者／ヒヤマ・クボタ法律事務所　〒530-0052 大阪市北区南扇町1-3 ミルフェスト北堀川2階　電話：06-6766-4360

ごあいさつ

新年が明けてから早くも1か月が経過しようとしています。

当事務所は、1月4日から通常どおり業務を開始ししております。

今年も、弁護士・スタッフ一丸となって、皆さまにご満足いただけるサービスを提供していく所存です。

何卒よろしくお願いいたします。

ところで、当事務所が所在する大阪府では1月14日から緊急事態宣言が出ています。

昨年春の緊急事態宣言中には裁判所は、調停や裁判の期日を取り消していましたが、今回の緊急事態宣言ではそのような動きもなく、期日は予定どおり開かれてています。

とはいえ、大阪府内から宣言が出ていない他県の裁判所に赴くのが憚られましたので、先日は、奈良地方裁判所の弁論準備期日について、裁判所に電話会議にしてもらい、事務所で電話会議にて対応してもらうということがありました。

現行の法律では、電話会議による弁論準備期日は、原告か被告のいずれかの当事者（含代理人）が裁判所に出頭していないとできないことになっていますので、こちらが出頭しない場合には相手方に出頭してもらう必要があるわけですが、今回の案件は、相手方の弁護士が奈良地方裁判所のすぐ近くに事務所を構えておられる方であり、その弁護士が出頭するということで、電話会議にすることができました。

これからも、当事務所は、安心・安全第一に業務を続けてまいります。

連載：改正相続法

事務所通信第7号から隔月で改正相続法を取り上げる連載を開始しました。

今回は、お問合せも多い、「相続人以外の者の被相続人に対する特別の貢献に報いるための新制度」が創設されたことについて取り上げます。

＜特別の寄与の制度の新設＞

改正前の相続法では、相続人以外の者（例えば被相続人の長男の妻）が被相続人の療養看護に努めた場合であっても、相続人ではない以上、遺産分割手続において、「寄与分」を主張することはできませんでした。

そのようなケースで生じる不公平を是正するために、例えば、被相続人の長男の妻が貢献した事案では、その貢献を長男の貢献とみなして、長男の具体的な相続分を増加するような実務上の工夫も見られましたが、仮に、このケースで被相続人よりも先に長男が死亡してしまえば、妻の貢献を長男の貢献として評価・考慮することもできず、不公平な結果を生じてしまうことがありました。

そこで、改正相続法では、相続人以外の親族が、無償の労務提供により、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合にいては、当該親族が、相続人に対して、金銭（特別寄与料）の支払いを請求できることとしました（民法第1050条）。

＜請求権者の要件＞

特別寄与料を請求をするための要件は次のとおりです。

① 請求する者が被相続人の親族であること

② 被相続人に対して療養看護その他の労務提供がなされ、それが無償であること

③ ②の労務提供により被相続人の財産の維持または増加があること

④ ③が特別の寄与（貢献）といえること

＜権利行使期間が非常に短いことに注意が必要です！＞

この請求権の行使期間は短期間に制限されています。

具体的には、特別寄与者が家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる期間が、「特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月」以内及び「相続開始の時から1年」以内と定められています。

☆上記各要件該当性の検討は難しく、また、相続人との協議が調わない場合には家庭裁判所に早期に申立てをする必要がありますので、早めの弁護士へのご相談をお勧めします☆

事務所公式Twitter・Facebook・Instagramがあります！

当事務所には、LINE以外にも、公式のTwitter・Facebook・Instagramがあります。
Facebookは事務所設立したからまもなく立ち上げましたが、TwitterとInstagramは昨年から始めました。
「顔の見える法律事務所・弁護士」を目指して今年も情報をどんどん発信していきます。
お楽しみに！
各SNS活用についての皆様のご意見も大歓迎です。メッセージをお待ちしております。
どうぞよろしくお願いします。